

公募型賃貸借見積合せの応募案内
(明石こどもセンター高速カラー印刷機賃貸借)

この応募案内は、こども局明石こどもセンター総務課（以下「明石こどもセンター総務課」という。）が実施する公募型賃貸借見積合せの参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募の前に必ずお読みください。

1 関係法令等

地方自治法、同施行令、明石市契約規則等関係法令その他指示事項（以下「関係法令等」という。）を承知の上、参加してください。なお、明石市契約規則等は、明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、財務室契約担当（以下「契約担当」という。）においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

公募型賃貸借見積合せ（以下「公募型見積合せ」という。）に係る申込書類等に虚偽の記載をし、業務の契約の相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準（以下、「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 仕様書等に関する質問

公募型見積合せの仕様書等にかかる質問は、指定した期間内に指定様式を使用し、明石こどもセンター総務課までファクシミリ（０７８－９１８－５１２８）により送付してください。

ファクシミリ送信後、電話（０７８－９１８－５２８１）にて必ず着信確認を行ってください。

当該質問に対する回答は、指定した期日に明石市ホームページにおいて公表します。

4 現場説明会

現場説明会は行いません。

5 予定価格の公表

予定価格については、公告文において公表します。

見積金額については、この予定価格を超えることがないようにご注意ください。なお、予定価格を超える金額で見積を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

6 参加申込の手続き

公募型見積合せに参加を希望する者は、公募型賃貸借見積合せ参加申請書、見積書及び必要書類（以下、「申込書類等」という。）に必要事項を記入し、記名押印の上、封かんし、公告文で指定の期日までに下記により郵送してください。なお、公告文において実績調書等の提出を求めているものについては、必ずそれらを同封してください。

- (1) 郵送方法は、書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法によることとし、宛先は「こども局明石こどもセンター総務課」宛としてください。申込書類等の持参は認めません。なお、この場合の郵送料は、見積合せの結果にかかわらず見積合せ参加者の負担とします。
- (2) 使用する封筒は、宛名シール（指定様式）を貼り付けた角2封筒等の A4 サイズが折らずに入るものによるものとします。（契約担当で配布している専用封筒は絶対に使用しないでください。）
- (3) 提出した申込書類等は引き換え、書換え又は撤回等することができません。
- (4) 公募型見積合せ参加希望者は、質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を明石市ホームページで確認した後、申込書類等を郵送してください。
- (5) 封筒は、1 件の見積りにつき 1 枚とします。

7 申込書類の作成要領

申込書類等の作成にあたっては、次の事項に注意し作成してください。

- (1) 申込書類等は、黒のペン又はボールペンで記入してください。なお、黒色で印刷された申込書類等及び黒色のスタンプの押された申込書類等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。
- (2) 申込者及び見積者欄については、公募型見積合せ参加者の商号又は名称、当該事業所の代表者職・氏名（支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (3) 見積書の日付は、見積合せの年月日「令和6年6月7日」を記載してください。
- (4) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は一切認めません。

8 郵送する前の最終確認

郵送する前に、次の事項を十分点検してください。

(1) 申込書類等の送付封筒

申込書類等の送付に使用する封筒には、別途指定の宛名シールを貼り付けてください。

- ① 見積者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- ② 業者コード
- ③ 件名

(2) 公募型賃貸借見積合せ参加申請書

- ① 日付（郵送日を記載すること）
- ② 申込者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- ③ 届出（業者登録時）使用印の押印
- ④ 業者コード
- ⑤ 件名

(3) 見積書

- ① 件名
- ② 見積金額（月額（税抜き）の金額を記載すること）
- ③ 日付（見積合せの日「令和6年6月7日」を記載すること）
- ④ 見積者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- ⑤ 届出（業者登録時）使用印の押印

(4) 業務実績調書及び実績内容がわかる契約書等（写）

(5) 納入予定機種及び保守業務拠点調書

9 参加申込の無効

次の各号のいずれかに該当するものは無効の申込とします。

- (1) 持参、宅急便等で明石こどもセンター総務課に送付されたもの。
- (2) 申込書類等の送付封筒に宛名シール（指定様式）を貼り付けていないもの。
- (3) 書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの。
- (4) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭であるもの。

- (5) 公告文で指定する必着日（令和6年6月5日（水））の翌日以降に明石こどもセンター総務課に到着したもの。
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の見積合せの申込書類等を同封したもの。

10 見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積は、無効となります。

- (1) 公募型賃貸借見積合せ参加申請書、見積書及びその他申込書類等の提出がない見積。
- (2) 同一の見積について、2以上の申込書類等を提出したもの。
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない見積。
- (4) 見積者の記名・押印のない見積。
- (5) 見積金額を訂正した見積。
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積。
- (7) 公募型見積合せ参加資格審査の結果、参加資格のない者のした見積。
- (8) 虚偽の申請により、資格を得た者のした見積。
- (9) その他必要書類等の提出を要する旨を定めたものについて、申込書類等にそれが添付されていない見積。
- (10) 予定価格を超える金額でした見積。
- (11) 公募型見積合せに関する条件に違反した見積。

11 見積合せについて

- (1) 公募型見積合せ参加申請書を提出した者（見積者）又は当該者から委任を受けた者（委任状の提出要）、本見積合せの事務に関係のない職員でなければ立会人となることができません。ただし、見積合せを傍聴することはできます。
- (2) 見積合せの場所への入室を希望する者は、担当職員の指示に従わなければなりません。
- (3) 見積合せの場所においては、携帯電話等の通信連絡機器は電源を切るか、マナーモードとし、見積合せの場所での通話や私語は禁止します。

12 見積合せの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、見積合せを執行することができないと認められる

場合は、見積合せを停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、当該見積合せに要した費用を明石市に請求することはできません。

13 契約予定者の決定及び契約について

見積合せ後、最低金額で見積した者から順に資格審査等を行い、契約予定者を決定します。

契約予定者を決定した時は、直ちにその旨を当該見積者に通知するとともに、契約手続について説明を行います。通知を受けた者は、契約手続きについて担当職員の指示に従ってください。

14 長期継続契約について

本賃貸借契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を行おうとするものです。

このため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が年間予定賃貸借料未満に減額された場合又は削除された場合は契約を解除することとなります。

15 異議の申し立て

見積者は見積合せ後、この応募案内及び関係法令等の見積条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により申込書類等が公告文で指定した期間までに到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

16 国税の完納確認手続きについて

当該案件においては、「見積合せの日の前日において、国税を完納していること。また、契約予定者となった場合には令和6年7月1日までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること」を見積合せ参加要件の一つとしています。

見積合せ後の参加資格審査では、国税の完納に関する誓約事項が記載された「公募型賃貸借見積合せ参加申請書」に不備が認められなければ、国税の完納に関する要件を満たしているものとして取り扱います。

見積合せ資格審査の結果、契約予定者を決定して連絡を行いますので、当該契約予定者は令和6年7月1日までの間に、以下の国税の納税証明書を市に提出してください。

○国税の納税証明書（見積合せの日の前日以降の日付の原本に限ります。）

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）

令和6年7月1日までの間に、当該契約予定者から上記の国税の納税証明書が提出されれば、当該契約予定者と契約を行います。

なお、令和6年7月1日までの間に国税の納税証明書を提出できない場合は、当該契約予定者の決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行いますので、ご注意ください。

17 契約に当たっての留意事項

業務開始に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等については、可能な限り市内業者から見積りを取るなど、地元業者育成の視点からその活用を図ってください。

お問い合わせ先：明石市こども局明石こどもセンター総務課

TEL 078-918-5281

FAX 078-918-5128